

橿原市廃棄物減量等推進審議会議事録

会 議 名	令和4年度第一回橿原市廃棄物減量等推進審議会
開催日時	令和5年1月11日（水） 午後2：00～4：10（2時間10分）
開催場所	クリーンセンターかしはら 3F研修室
出席委員	川上委員、榎谷委員、米川委員、中村（雅）委員、中村（吉）委員、 鶴田委員、田中委員、紙本委員、当麻委員 以上9名
欠席委員	上田委員 1名
事 務 局	環境部：高橋部長、広瀬副部長、新田副部長 環境政策課：吉川課長、西村課長補佐、梶井係長、東主査、吉村主査 環境施設課：瀬尾課長 収集業務課：新田副部長（課長兼務） 資源循環課：吉川課長
次 第	- 開会 - 部長挨拶 - 委員紹介 - 会長及び副会長、職務代理の選出 - 報告 - 令和3年度橿原市一般廃棄物処理事業報告 - 橿原市環境総合計画の策定について - 確認 - 次回審議会の開催日程について - 閉会 （配布資料） 令和4年度第一回橿原市廃棄物減量等推進審議会次第 【資料1】 橿原市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 【資料2】 橿原市廃棄物減量等推進審議会関係法令 【資料3】 令和3年度一般廃棄物処理事業（報告） 【資料4】 橿原市一般廃棄物処理基本計画の取組について 【資料5】 橿原市環境総合計画の策定について 【資料6】 橿原市環境総合計画（案）
傍聴人数	1名
担当部署 （事務局）	環境部 環境政策課 〒634-8586 奈良県橿原市八木町1-1-18 TEL：0744-47-3511 ／ FAX：0744-24-9716 E-mail：kankyoseisaku@city.kashihara.nara.jp

次第１：開会

次第２：部長挨拶

環境部長より、開会にあたっての挨拶。

次第３：委員紹介

資料１の委員名簿の順に委員を紹介。その後、事務局職員を紹介。

次第４：会長及び副会長、職務代理の選出

「樫原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則」第２条の２第２項の規定に基づき、会長に川上委員を、副会長に榊谷委員を選出。また、同施行規則に基づき会長の指名により職務代理に米川委員を選出。

次第５：報告

○ 令和３年度樫原市一般廃棄物処理事業（報告）

資料３、４を用いて事務局より報告。

＜以下、本議題における質疑内容＞

（委員）

資料３の１日一人あたりのごみ排出量の事業系が全国平均より多い原因は何か。また、どのような対策が考えられるか。

（事務局）

樫原市内には商業施設が多く、県南部から訪れる方も多いため、事業系のごみ排出量が他市町村より多くなることが原因であると考えます。

（委員）

市のごみ収集をする側として最も困っていることや、市民の意識が高まることによりごみ収集が効率化し、経費を削減できることはあるか。ごみに関して市から要請する内容があるならば回覧が効果的であり、アピールするビラをいただけるとありがたい。

（事務局）

ごみ袋の口をしっかりと縛って出していただきたいです。ごみ袋の口の紐部分を縛らずに出

されている場合が多く、ごみ袋が倒れてごみが散乱すると、清掃作業に時間がかかります。鳥や猫がごみを散乱させる場合があり、ごみ袋にネットをかけること、ポリバケツに入れてごみを出すことが対策になりますが、ネットのみでは対応できない地区もあります。散乱が多い地区にはビラをポスティングしてネットをかけたりポリバケツに入れていただくようお願いしています。

（委員）

中サイズの指定ごみ袋で、口の紐部分が短く、縛ることができないものがあった。

（事務局）

昨年か一昨年に調達した指定ごみ袋の一部に紐部分が短いものがあり、申し訳ございませんでした。現在は紐部分を縛ることができるごみ袋を配布しています。

（委員）

ふれあい収集の対象となるための条件を教えてください。一時的に介護認定を受け、ふれあい収集の対象となり、その後回復して介護認定を受けていないにも関わらずふれあい収集の対象になっている事例が報告されている。

（事務局）

要支援または要介護の認定を受けている、介護予防・生活支援サービス事業を受けている、身体障害者手帳の交付を受けている、70歳以上のいずれかに該当する方のみで構成された世帯が対象です。

（委員）

ふれあい収集の対象となる介護認定の範囲はどこまでか。

（事務局）

要支援または要介護の認定を受けていることとしており、幅広く対応しています。

（委員）

一時的に要支援または要介護の認定を受け、ふれあい収集の対象となり、その後認定が取り消された場合、認定が取り消されていることは把握できないのか。

（事務局）

ふれあい収集の登録時は認定について確認しますが登録後は確認していません。

（委員）

ふれあい収集登録後の要支援または要介護の認定状況を確認するように検討してほしい。

（事務局）

わかりました。

（委員）

粗大ごみの抜き取り行為が目立つ。注意しても平然としている。抜き取り行為を禁止する条例改正をしてほしい。古紙回収業務は民間委託しているが、他の収集運搬業務は民間委託を考えているか。

（事務局）

抜き取り行為については警察と協力し、取り締まりをした時期もありますが、逮捕することとは難しく、逮捕しても刑事事件として立件することは困難です。条例改正については過去に議論されましたが、内容について今後検討します。収集運搬業務の民間委託について、正職員の収集作業員は20年前から補充が無く、会計年度任用職員を雇用してかろうじて収集体制を確立しています。今後退職者が増加し、高齢化が進行するため、民間活力の活用を視野に入れて収集体制を確立したいです。

（委員）

昨今はDIYが流行しており、粗大ごみとして塗料等の一斗缶を市民が出す場合がある。市民が一斗缶の内容物を使い切れない場合の処分方法をわかるようにしてほしい。市が粗大ごみとして収集可能な範囲を詳細にわかるようにしてほしい。缶や瓶の内容物が残ったまま排出される場合も多い。ごみの処理の仕方をきめ細かく周知徹底していただきたい。

（事務局）

ごみの出し方については広報で詳細にお知らせしています。また、ごみ分別アプリでごみの出し方が詳細にわかるようになっていますので、アプリを利用していただきたいです。引き続き、ごみの出し方についてわかりやすい案内に努めてまいります。

（委員）

事業系一般廃棄物を減少させるためにどのように考えているのか。

（事務局）

商業施設を利用していただくことは幸いである反面、事業系一般廃棄物は増加するため、廃棄物のみ減少させることは困難です。4Rについて普及啓発し、可能な限りごみを出さな

いように市民の皆様に努めていただきたいと思います。

（委員）

食品残渣、フードロス対策について店舗毎にできることの啓発等をする予定はあるか。

（事務局）

食品ロスについての啓発等、周知徹底していきたいです。

（委員）

商業施設では商品販売に伴うごみを減少させるため、ペットボトル、トレイ、牛乳パック、カン、ビンの回収等の取組をしている。また、耐久性のある容器に入れて商品を販売し、容器を回収することにより、ごみを出さない取り組みもしている。

（委員）

個人が塗料等の内容物が残った缶をごみとして排出する場合、どのように処理すれば良いのか。産業廃棄物にあたるのか。

収集場所に出された資源ごみが持ち去られる場合があり、自治会内で市の財産であるため持ち去りはできないと住民に説明している。資源ごみ回収の促進により廃棄物を減らす取り組みや、廃棄物と資源ごみの違いについて住民に説明する必要がある。

ペットボトルは回収するより焼却した方が処理費用は安くなるのか。回収したペットボトルをどのように利用しているのか。

（事務局）

粗大ごみ置き場に家庭から塗料等の一斗缶が出される場合は一般廃棄物になりますが、大量に出されていたり、事業者が出した可能性がある場合、市は収集しない場合があります。家庭からリサイクル館に持ち込んでいただくか、内容物が残っている場合はクリーンセンターかしはらに持ち込んでいただければ処理できます。分別方法についてはごみ分別アプリを利用していただくか、市に電話していただきたいと思います。

ペットボトルの処理についてはリサイクル館かしはらで仕分けし、圧縮後、容器包装リサイクル協会に引き渡します。その後入札にかけられ、売却金は市の収入になります。昨年度であれば約 104 トン分で約 235 万円の収入になりました。

（委員）

ペットボトルの圧縮等に人件費や機械の費用がかかり、差し引きすると焼却した方が処理費用は低いのか。

（事務局）

ペットボトルの回収については回収車 2 台、作業員 2 名体制です。人件費が約 800 万円とすると 2 人で約 1600 万円です。回収車の維持管理費用は 1 台約 100 万円です。合計すると回収作業に伴う人件費、設備の費用が 2000 万円弱ですので、費用としては可燃ごみで出していた方が少なくなりますが、資源を有効活用するため、市としては分別回収しています。

粗大ごみについて、一斗缶に油状の内容物が入った物が排出され、処理困難物となる場合が多いです。取替後の便器やビルドイン食器乾燥機が排出される場合もあります。家庭から排出されたのか事業者が排出したのか判断できないため収集しない場合があります。事前に収集業務課に排出場所と、家庭で交換した旨を連絡していただければ収集します。

（委員）

ペットボトルは焼却しても問題ないのか。ペットボトル回収は環境にも市の財政にも良いという認識だったが、費用と収入の差が過大である。ペットボトルを焼却しない方が良い理由があれば市民に PR が必要である。ごみ処理に費用がかかっており、ごみを減量化すれば費用が下がるため、他の事業にお金を使えるということを市民に PR してほしい。

（事務局）

ペットボトルの分別回収について、法律上、環境負荷が下がらない限り、収集費用がかかったとしてもやめることはできません。橿原市では分別回収の種類を少なくして運用しています。分別の種類が多いほど収集運搬費用が増加し、回収車の燃料も多く必要になります。分別品目を増やした結果、環境負荷が下がるかは不明です。橿原市は県内で唯一焼却により発電した電気を売却しており、CO2 削減にも繋がります。発電による収益は億単位で発生しています。また、高取町、明日香村等の近隣市町村のごみを受け入れて処理しており、令和 3 年度で約 2 億円の収入があります。歳入については記載していませんが、実質的には効率的に廃棄物を処理しています。環境負荷が下がる方法があれば積極的に採用したいです。

（委員）

ふれあい収集の対象であるが、ふれあい収集を利用していない方は多数存在する。ごみの排出が困難な方の実態等を把握するため、市が民生児童委員協議会の会長会議に参加してはどうか。

（事務局）

ふれあい収集の制度を知らないため、ふれあい収集を受けていない対象者は多数存在する

と思われます。福祉関係の部署や社会福祉協議会にビラを設置し、ホームページで周知していきます。機会があれば会長会議に出席させていただきたいです。

（委員）

高齢者等、ホームページを閲覧できない方は多数存在する。ふれあい収集の利用者は増加していないが、高齢者や困窮者は増加している。会長会議に参加していただきたい。ふれあい収集のパンフレットがあればいただきたい。

（委員）

収集運搬業務の経費を削減するためには、入札が可能である業務については入札による民間委託が有効である。

○ 檀原市環境総合計画の策定について

資料 5、6 を用いて事務局より説明。

＜以下、本議題における質疑内容＞

（委員）

集団回収のモチベーションを引き上げるため、集団回収報償金の 1kg あたりの単価を上げてはどうか。

（事務局）

集団回収報償金の単価は上げたいですが、市は財政危機宣言中であるため、現状では難しいです。今後も、集団回収報償金の予算を獲得できるよう努めていきます。

（委員）

資料 5 で政策の指標等詳細については個別計画等で設定するとしており、一般廃棄物処理計画で指標を設定し、具体的な施策を決定することになる。一般廃棄物処理計画の進行管理や見直しが重要になる。資料 3 の総排出量、リサイクル率等は一般廃棄物処理計画で目標値があり、目標値を記載して目標値に対する状況を説明していただければ進行管理できる。一般廃棄物処理基本計画の中間目標に対する結果を評価した段階で計画を見直す予定はあるか。

（事務局）

政策指標について環境総合計画で設定すると、環境総合計画に付随する個別計画と齟齬が生じます。環境総合計画は環境に関する最上位の計画として大きな方向性を示すものです

ので、具体的な取り組みは個別計画に示します。進捗管理については目標値、目標設定、実績を示しながら進捗管理していただきます。計画の見直しについては社会情勢、国の指針変更等、見直す必要が出てきた時点で見直します。

（委員）

資料6のP27①に収集サービスの提供について記載があるが、具体的に考えている内容はあるか。

（事務局）

ふれあい収集、粗大ごみリクエスト収集について周知し、継続していく中で、今後少子高齢化、核家族化の進行が見込まれますので、適宜見直ししながら対象年齢の引き下げ、傷病による一時利用を検討していきます。

（委員）

収集サービスを拡大するための具体的な方策はあるか。収集サービスを受けられない人について、どのように確認し、把握していくのか。

（事務局）

福祉関係部署と連携してビラを置いていますが、ふれあい収集の利用者は増加していない現状です。来年度からは高齢者福祉施設や民間施設に周知活動を考えています。

（委員）

檀原市ボランティア制度のルートによる周知活動か。社会福祉協議会や福祉総務課にパンフレットは設置しているのか。

（事務局）

5月に福祉総務課、長寿介護課、社会福祉協議会にビラの設置を依頼しました。制度説明の依頼があれば説明に伺いますが、現状は依頼がありません。来年度は社会福祉協議会の協力を得て民間施設との面会を調整したいと考えます。

（委員）

社会福祉協議会を中心にボランティアが主体となって開催している地域ケア会議での周知も検討していただきたい。

（委員）

環境総合計画は素晴らしい内容であるが、環境問題は地球規模の問題であり、檀原市のみ

の問題ではない。

（事務局）

環境総合計画は橿原市内の取り組みですが、世界規模の地球温暖化や環境問題に繋がる計画です。

（委員）

温室効果ガス排出量は把握しているのか。海洋プラスチックゴミについて記載しているが、橿原市に海は存在しない。黄砂やPM2.5の飛来等、環境問題は国で対応する問題ではないか。デジタル化については賛成である。環境総合計画に記載している内容は本当に実現できるのか。

（事務局）

橿原市環境総合計画は橿原市内で取り組む計画です。市役所で排出している温室効果ガスは事務系で6,846トン、事業系で16,716トンであり、今後1～2割減少させることが目標です。家庭でできる身近なことであれば省エネがCO2削減になります。

（委員）

世界では石炭等の様々な化石燃料を使用している。メガソーラーを設置しているが、ライフサイクルの中でCO2は発生する。温室効果ガスが人類に悪影響を及ぼすのか不明である。ゴミを出さないようにするべきというのは理解できる。生ゴミを減量化することが誰もができる対策である。雑がみを資源ゴミとして分別する取り組みが必要である。身近な取り組みから実践していきたい。

（委員）

環境基本計画がどのようにあるべきかの基本理念を共通認識として持つ必要がある。環境問題は地球規模の課題であり、国際社会・国・県など様々なところで取り組まれている中、橿原市として可能な施策を環境総合計画として掲げたという位置付けの認識を持つ必要がある。環境基本計画の実質的内容は廃棄物処理行政に関連すると思う。橿原市環境総合計画の限界、本質、基本理念を認識して取り組むべきである。環境総合計画の中でクリーンセンターかしはらが一定の役割を果たしていることが位置付けられているのは素晴らしい。

（事務局）

地球規模の問題は橿原市のみでは解決できませんが、市民や事業者が地球環境の大切さを意識していただくことが重要です。廃棄物処理については枯渇資源使用量削減、最終処分

量削減のため、適正処理を推進し、環境負荷を低下させる行動を促す必要があります。廃棄物処理の過程でも地球温暖化に関連する場面があり、今後の世界の在り方の考え方を共有することが重要です。その上で、市民、事業者ができることをそれぞれの主体で検討、実践することが大事であると考えています。また、橿原市は海に面していませんが、側溝のストローが大和川、大阪湾へと流れていく場合もあり、海洋プラスチック問題は内陸地も無関係ではいられないと考えています。

（委員）

カーボンニュートラルについて、東京都千代田区では昼夜間人口比率が高く、CO2削減について群馬県嬲恋村と協定を締結している。橿原市として具体的な対策を記載するべきである。個別計画で記載するのか。P27の計画的な処理施設の整備について、どのような施設かわかりづらい。具体的にどのように考えているのか。例えば食物残渣を肥料・飼料・バイオマスにする、バイオマスガスで発電して売電するといったイメージはあるか。P28の「近年の課題への対応」について、国民スポーツ大会に向けた工事の中で埋設廃棄物が発見された場合等、不測の事態にどのように対応するか記載するべきである。

（事務局）

環境総合計画、基本理念に則って行動していく中で、協定の締結が適切であれば締結することになりますので、環境総合計画の中で協定について記載することは難しいです。クリーンセンターかしはら、リサイクル館かしはらの次の施設のイメージは現状ありませんが、効率の良い、環境負荷の少ない施設となるよう、情報収集し、案を出していきたいです。

災害や国民スポーツ大会については、法に基づいた対応をしていきます。

次第6：確認

○ 次回審議会の開催日程について

事務局より説明。

- ・ 委員任期が令和5年7月末までとなっており、改めて委員各位に相談・依頼に伺う。
- ・ 次回については未定であり、改めて開催時期をご連絡する。

次第7：閉会

会長の閉会宣言により、閉会。